

いわゆる「大陸制度」《Continental System》

の歴史的意義 (二)

吉 田 静 一

- (一) 問題視角
- (二) 「大陸制度」成立の歴史的前提
 - (I) フランス革命における保護制度の形成
 - (II) 保護制度と「産業の自由」
 - (III) 「大陸制度」への展望 (以上前号)
 - (三) 「大陸制度」の形成と展開
 - (I) イギリス・フランスの産業・市場競争
 - (II) 関税制度の再編と推移
 - (III) ベルリンおよびミラノ勅令
 - 「大陸封鎖」の完成——
 - (IV) 「大陸封鎖」の自壊 (以上本号)
 - (四) 「大陸制度」の歴史的意義

いわゆる「大陸制度」《Continental System》の歴史的意義 (吉田)

いわゆる「大陸制度」(Continental System)の歴史的意義(吉田)

五四

〔I〕 「帝国の大陸植民地」

——「大陸制度」の「フランス的視角」——

〔II〕 「工業生産の温室的育成」

むすび

〔三〕 「大陸制度」の形成と展開

「大陸制度」が、普通、イギリス製品にたいする禁止的関税、フランスの海運および産業にあたえられた特惠、イギリス商品の没収および焼却、そしてまた占領ないし併合地域の果しなき拡大といった、一八〇六年以降のナポレオンの政策にたいしてあたえられている名称であることは、さきに指摘しておいたとおりである。ところで、すでにここにしめされているように、この「大陸制度」は、みずからのうちにさまざま側面と要素とをふくむものであり、したがってその完整形態をどこでおさえるかによつて「大陸制度」の歴史的意義もまた異なつてくるといえる。もつとも、「大陸制度」の完整形態については、一八〇六年以降のという時間的限定がすでに明らかにしているように、それを「ベルリンないしミラノ勅令」のなかにみるのが普通である。したがつて、のちにみるとおり、このばあいには、ナポレオンの軍事力を背景とする海上ないし大陸封鎖、イギリス性商品の没収ないし焼却といった面が前面におしだされることとなり、それにはせいぜいイギリスにたいするナポレオンの報復的政策としての地位があたえられるにすぎなくなる。

もとより、「大陸制度」がこうした面をもつていたことを否むことはできない。だがそれにもかかわらず、そこ

に「大陸制度」の完整形態をみ、それにもとづいて「大陸制度」の歴史的意義をかたることには、直ちに同ずることとはできない。このことは、「大陸制度」を、フランス革命においてその成立をみた保護制度とナポレオン没落後にも再出する保護制度とを結ぶ線上に置いてみるならば、おのずから明らかとなるはずである。⁽¹⁾すでにあたえておいたわれわれの問題視角にとつては、「大陸制度」を、その歴史的前提から継承しみずからのなかで拡充しつつ後代に残すこととなつた遺産のもとでとらえることがもとめられるのであつて、したがつてそのばあいにはむしろ、「大陸制度」の、通常とは異なつた側面を浮彫りにすることが必要となつてくるであらう。以下の、「大陸制度」の軌跡の追行は、こうした観点にもとづいておこなわれるが、そこではまずこの過程全体の基底にはイギリス・フランスの産業・市場競争が横たわつていたことを確認したうえで、関税制度の再編と推移を、いわゆる「大陸封鎖」との関連のなかで追つていくこととなるはずである。

(1) したがつて、ここではひとまず、「大陸制度」《Continental system》と「大陸封鎖」《Continental blockade》とを切り離しておくこととしたい。両者の同視は、前者の歴史的意義と位置とを曇らす恐れをふくむからである。

〔I〕 イギリス・フランスの産業・市場競争

ナポレオンが、イタリア、オーストリアにおける戦勝とそれを可能にした軍事力とを背景にして、動揺のなかにあつた総裁政府にクーデタをかけたのは、一七九九年一月九日のことであつた。これによつて執政政府が成立し、二月一四日、憲法制定とともにナポレオンは第一執政に就いて、政治権力を掌握するにいたつた。

ところで、すでにわれわれの知つているように、この執政政府は、一八〇四年ナポレオンの帝位就任によつて、いわゆる「第一帝政」le premier Empireに引き継がれることとなるが、この間フランスは、たえずイギリスの制

海権に悩まされつつづけた。とくに地中海東部沿岸地域、西インド諸島をイギリスにおさえられ、フランス貿易圏の再建と拡大とを妨げられたことは、フランスにとつて影響するところ大きかつたといえよう。ナポレオンが、政權掌握と、貿易圏の回復と拡大とを目的として、ナポリ王国（一八〇〇年三月一八日）、スペイン（一八〇一年三月二日）、ポルトガル（一八〇一年九月二九日）、との条約締結を推進したのは、このことの自覚にもとづくものであり、ついで一八〇二年六月二五日、トルコとの、旧条約の更新によつて、黒海航行の自由を獲得し、ロシアとは一八〇一年一〇月八日に、一七八七年の条約を更新したのも、同じ意図に沿うものであつた。だが、もとより、ここにあらわれた外交政策が、また同時に、イギリスにたいして大陸の沿岸と、そうしてその市場とを閉すことにもなることは、いまさら言うまでもないであろう。ナポレオンのいわゆる「沿岸制度」《coast system》⁽¹⁾がこれであるが、しかしそれは、アミアン条約によつてひとまず終結せしめられた。

この、いわゆる「アミアンの平和」*la paix d'Amiens* がイギリスとの間に結ばれたのは、一八〇二年三月二五日のことであつたが、イギリスにとつて、それは、たんに政治面における平和の回復にとどまらず、フランスの禁止的関税の廃止と、したがつて通商関係の再建でもなければならなかつた。⁽²⁾とくにイギリスの貿易商人は、一七八六年の通商条約にそのまま立返ることを望んだといわれる。しかし、この一七八六年の、いわゆる「イーデン条約」がフランス産業に手痛い打撃をあたえたことの記憶は、まだフランス製造業者の間にもうすれおらず、そればかりか彼らがこのときほど外国との競争にたいする保護をもとめたことはなかつたとさえいわれるのであるから、この条約の復活は望むべくもないことであつた。みずからの経済政策を定めるにあつて産業家たちの意見をきくのをつねとしていたといわれるナポレオンが、「イーデン条約」復活にたいするイギリスの努力にすすんでこたえよう

としなかつたのは、このためである。

このように、「アミアンの平和」は、必ずしもイギリス・フランス間の通商関係を直ちに回復せしめるものではなかつた。当時のフランスの産業家たちの間には、あらゆる通商条約にたいする敵意さえみられた、といわれる。しかし、たしかにかりそめの平和であつたとはいえ、それをこの敵意のみでおおうことは必ずしも妥当ではない。むしろ、われわれの問題視角とそれにとまなう時間的前後の関係からみるならば、つぎのシャプタルのことばに注意しなければならぬであろう。「(一)、製造業者が自己の産業のあらゆる原料を望むがままに買付けることは、自由たるべきこと。(二)、政府はこれら原料にたいする関税をごく輕微にとどめ、製造業者にたいする課税はひかえるべきこと。(三)、製造品は、輸出にさいしてこれと同じ恩典をうくべきこと。」⁽⁵⁾言うまでもなく、ここにしまされてゐるものは、フランス産業の保護と育成との意図であり、そこにフランス革命における保護政策体系との継承関係がふくまれていることは明らかであろう。そうしてこのばあい、もとめられていたものは、フランス産業に對外(といへ、もとよりイギリスとの)競争力を獲得させることであり、そのためには通商関係の全面的断絶は必ずしも得策ではないとされていたことには充分われわれの注意をひくものがある。⁽⁶⁾ナポレオンもまた、その後、農業・技術・商業會議が「イギリス・フランス両国の産業が戦争状態にあるかぎり、両国間の平和を保持すること」⁽⁷⁾は不可能であると宣言するにおよんで、アンドレオシィをロンドンに派し、イギリスとの商議に入つた。だがそれは、難航をきわめた。イギリス政府が、かつて「イーデン条約」でえたあらゆる便益の回復に固執したからである。そうしてこの固執の背後には、当時ルネヴィル条約によつて規定された国境をこえて拡張しつゝあつたフランスの勢威と、その急速な經濟復興とにたいするイギリスの不安があつたことは、われわれの容易に推察しうるところで

ある。それについてイギリス下院の一演説は、つぎのようにのべている。「戦時中フランスをきわめて恐るべきものにしてきたのと同じ精神が、平和のいまもおフランスを恐るべきものにして⁽⁹⁾いる。」⁽⁹⁾そうして、アンドレオシィのつぎのことは、これに対応するものであろう。「大陸におけるフランスの行動〔諸国家の樹立・再組織〕は、平和の事業をいわば物質的手段によつて固めるためのものである。ここで物質的手段とは、あらゆる併合ないし属国においてフランス産業がイギリス産業にとつて代ることを意味するのだ。」⁽⁹⁾

さて、これらの努力と商議ともかかわらず、「アミアンの平和」はついにイギリス・フランス間の通商関係を復活せしめるにはいたらず、却つてイギリスのマルタ島撤退拒絶を契機にして両国間の戦端は開かれ(一八〇三年五月一三日)、ここに通商関係回復の希望は完全に失われた。すでにのべたところが明らかにしているように、それは、かりそめの「平和」がふくまざるをえなかつた政治的・経済的緊張の結果であつたといつてよい。一八〇二年、「アミアンの平和」後のイギリスの輸出は前年比一五ないし二三%の伸びがあつたにもかかわらず、一八〇三年には減額に転じたが、それはフランスの輸入制限政策と海上における競争のためであつた、といわれる。⁽¹⁰⁾「平和」は経済的緊張関係をいつこうにほぐさず、却つてそれを目立たせたのである。そうして、開戦にもなつてあらわれたその結果が、イギリス側の海上捕獲および封鎖の復活であり、フランス側の沿岸封鎖と大陸諸国におけるイギリス商品の没収とへの回帰であつた。⁽¹¹⁾

ところで、以上のようにして生じた「平和」の決裂を、時人はいかなる原因にもとづくものとみなしていたか。つぎのガール県知事の声明は、この間の事情をその一端においてしめすものであろう。「わが国の製造業の急速な進展とわが商業の再生とが、明らかに、イギリス政府があえてわが国に宣するにいたつた不正な戦いの真の動機で

ある。イギリス政府は、平和が信用を回復させ、わが国の資本が豊富に産業に投下され、労働を容易にする機械が改良され、日々増加することに、気づいた。……この貪欲で傲慢な島国は、やがてフランス産業の競争にたえることができなくなるであろう。したがって、われわれが守りとおさなければならないのは、わが国の産業なのだ。……」⁽¹²⁾同じくリヨンの商業会議所もまた、イギリスは何よりもまずフランス産業の発展を妨げようとしていることを、確信していた。「商業は、オリヴの木の下で再生しはじめた。わが国の成功を妬む、競争相手の国家（イギリス）は、フランス産業に必要な安寧をかきみだすことによつて、あなた（ナポレオン）の善行を軽きものにしてしようとしている。……」⁽¹³⁾他方イギリスにおいても、ナポレオンは、イギリス産業との押えがたい競争にたいする恐怖から平和を決裂させた、という判断があり、またナポレオンは、産業上の優越を自国に確保するために、その政治的勝利を利用しようとしたという論議があつた、といわれている。⁽¹⁴⁾

このように、「アミアンの平和」をなかにはさむ前後の時期に、イギリスとフランスは、産業の成長と市場の拡大とをめぐる競争の只中にあつたといつてよい。もとより、史上、この時期におけるフランス産業の、イギリスにたいする生産力的立ち遅れは、もはや明らかなことであり、そうしてまた時人（とくにフランスの）にとつても、そのことは深く自覚されていたところであつたから、さきの産業市場競争が、イギリスによるその主導とそれにたいするフランスの挑戦としてあらわれたことは言うまでもない。そうしてその挑戦は、以後、あるいは関税障壁の布設として、あるいは「大陸封鎖」としてあらわれたのである。

(1) この「沿岸制度」の直接の契機をなすのは、一八〇一年六月五—一七日におけるイギリス・ロシア航海協定であるが、これにたいしてナポレオンは、何らかの形態で沿岸支配権を掌握し、イギリスを大陸から閉め出そうとしたのである。

「わがゆる」大陸制度」《Continental System》の歴史的意義（吉田）

らむる「大陸制度」《Continental System》の歴史的意義（吉田）

六〇

- (2) イギリスの貿易商人は、平和条約が調印されるや直ちに積荷をフランス諸港に送つたといわれる。ただしこれは税関の拒否にあらず、そのため彼らの希望は達せられなかつた。cf. Levasseur, Histoire du commerce de la France, t. II, p. 71.
- (3) Cf., Heckscher, The Continental system, p. 79, E. Tarlé, L'union économique du continent européen sous Napoléon, dans Revue historique, t. 166, pp. 243, 251.
- (4) Chaptal, Essai sur le perfectionnement des arts chimiques en France.
- (5) Cité par Levasseur, op. cit., p. 72
- (6) 「わが国の工場 nos fabriques nationales に利益をあたえるのであるものは、一般に信じられているのとは異なつて、外国製品の輸入を禁ずることにはない。なぜなら、この輸入禁止は、それとともに三つの不便をもたらすからである。その一つは関税収入を國家から奪うことであり、第二は密輸に好餌をあたえることであり、第三はわが国の製造業者の競争心に刺戟をあたえないことである。」cité par Levasseur, *ibid.* シャブタルはナポレオンの内務大臣であり、保護主義者であつて、そのフリードリヒ・リストは重商主義の歴史と政策論とを著すにあたり、彼の著作をも繙いたあとがあるといわれる。小林丹『フリードリヒ・リスト研究』一四〇頁参照。
- (7) .(8) Cf., Levasseur, op. cit., p. 73.
- (9) Tarlé, op. cit., p. 242.
- (10) Cf., Heckscher, op. cit., p. 80.
- (11) イギリス側は、一八〇三年五月一七日に、自國港湾内のフランス、オランダ船を捕獲、六月二四日には敵國植民地との中立貿易を規制、六月二八日―七月二六日にはエルベ、ヴェーゼル河口を封鎖、一八〇四年八月九日には、イギリス海峽、北海沿岸のフランス海港にたいする封鎖声明。フランス側は、開戦直後ハノーヴァを占拠し、ハンブルク、ブレーメンをおさめて、イギリス商品、船舶の大陸への進入を遮断するとともに、オランダその他の地域でイギリス商品を没収。
- (12) Proclamation imprimée. Le préfet du département du Gard, Commissaire délégué du gouvernement....., au maire de la ville de Beaucaire (Nismes, le 10 messidor de l'an XI-29 juin 1803), cit. par Tarlé, op. cit., p. 243.
- (13) Arch. de la Chambre de commerce de Lyon, Procès-verbaux des délibérations, 14 (séance du 13 prairial an XI.) cité par Tarlé, *ibidem*.

〔Ⅱ〕 関税制度の再編と推移

革命前後の時代におけるフランス（初期）産業資本が、イギリス産業との競争を恐れ、たえず保護主義をもとめていたことは、すでにわれわれのくり返しのできたところであつた。一八〇三年四月二八日、ナポレオンが更改施行した関税率もまた、この基本線を一そう強めつつ堅持するものであつたといつてよい。

この一八〇三年の関税率は、革命戦争のためほとんど実施をみなかつた一七九一年の関税率を更改したものであつたが、その案が法制委員会 *Tribunat* にかげられたさい、自由貿易の立場からそれに反対したのは、ピクレ *Picret* ただ一人であり、それについて政府側は、立法府 *Corps Legislatif* においてつぎのような反論を加えたといわれる。「関税を国庫収入の観点からのみみるべきではなく、産業の維持確立として考えるべきである」ということは、らくらくくり返しても過ぎることはない。⁽²⁾ さて、ここに端的に示められている保護主義精神 *l'esprit protectionniste* は、そのもつとも明らかな表現を綿製品にたいする関税賦課——綿帆布カントール当り五〇フラン、生地綿布八〇〇フラン、晒綿布一、〇〇〇フラン——のなかにみいだしたといえる。言うまでもなく、綿製品は当時その大部分をイギリスが供給していたのであつたから、それについて高関税賦課は、もつぱらイギリス綿業を対象としたものであり、それについてフランス市場を閉鎖することによつて、間接的にフランス綿業を保護することとなるものであつたといわなければならない。なおこれとともに、同じときフランスがこれまたイギリスからの輸入品であつた砂糖の関税を、七フラン五〇から三〇フランに引き上げたことは、この一八〇三年の関税率が、イ

ギリスにたいして経済的圧迫をもたらすためのものであつたことをしめすであらう。⁽³⁾この関税率が、しばしば「平和」決裂の一大因にされるのは、このためである。

この「平和」決裂は、さきにわれわれが知つたように、一八〇三年五月一三日にはじまるが、それにともなつてフランスは、イギリス本国およびその植民地から直接・間接にもたらされる工業製品および植民地物産にたいしての輸入を禁ずるとともに、イギリスの海港を出た中立船舶にたいしフランスへの入港を禁じた（一八〇三年六月二〇日、一八〇四年三月一三日）。だが、このうち後者はその実効をみなかつたため、一八〇五年には植民地物産と綿製品の関税をさらに引き上げることによつて、それを補完することとなつた（二月六日）。そうしてそれについて、一八〇六年二月二三日および三月四日の法令は、すでにここにしめされた傾向にいつそう激しい表現をあたえることとなつた。この両者は、同じ年四月三〇日の帝国関税法 *Customs laws of the Empire* のなかに統合されることとなるが、それは主として植民地物産と綿製品とを対象とするものであつた。

まず二月二日の法令は、イギリス製綿布の輸入をいつさい禁止し、原棉にたいしてもカンタールあたり六〇フランの関税を課した。⁽⁴⁾この、原棉にたいする関税の引き上げには、輸出綿製品にたいする戻税制度の条件が付されたが、しかしそれは製造業者の間に不満をいだかせることとなつた。それは、のちにナポレオンの政策の矛盾のひとつとなるであらう。

ついで三月四日の法令は、植民地物産の関税を、ほとんど禁止的といえる額にまで引き上げた。たとえば砂糖はカンタール当り一〇〇フラン、ココア、カンタール当り二〇〇フラン、コーヒー、カンタール当り一五〇フランなどがそれぞれであつて、それらは一八〇二―三年の二―三倍にあたる額であつた。⁽⁵⁾そうしてこれは、トラファルガルの

敗戦後、フランスが、植民地との通商を失い、植民地貿易はますますイギリスの手中におち入りつつあつたという事実にもとづくものであつた。

この二つの法令をみずからうちに統合した四月三〇日の帝国関税法は、幾多の改訂をうけながらも一八八一年までフランス一般関税率の基本をなすこととなるものであるが、ここでは、いかなる国の製品であれ、モスリン、晒綿布および色綿布、綿毛布、撚糸などの綿製品の輸入が禁止され、単糸の関税が引きあげられた。⁽⁶⁾明らかにここで意図されているものは、綿業を波頭にして進むイギリス産業にたいして打撃をあたえることであるが、しかしそれは同時にフランス産業にたいして有利な条件をあたへることとなるはずであつた。この関税法について政府側が立法府でつぎのように弁明していることは、注意されよう。「この法が織物製造業者にたいして支障をきたすことは実さいにはない。なぜなら、もはや外国製織物との競争を恐れる必要がないからだ。それは消費者にたいしても余り影響をあたえないであろう。なぜなら、それによつて織物の値段はごく僅かの比率でしかあがらないであろうからだ。」⁽⁷⁾

さて、以上にその推移を瞥見した関税制度は、禁止関税ないし輸入禁止制度と結びつき、また武力行動と補完関係にたつたため、その意義にたいして、しばしば否定的評価があたえられてきた。⁽⁸⁾ そうしてそれにはかなりの根拠があることは、のちにみるとおりである。だがそれにもかかわらず、いままでのべてきたところからその一端が窺えるように、この関税制度が「イギリスの経済的優越にたいするナポレオンの挑戦」と、いかなる犠牲をはらつてもフランス産業の自由な展開を促そうとする意図⁽⁹⁾とを、みずからうちにふくむものであることもまた、否むことはできないであろう。それが、貿易商人の間での保留的態度にもかかわらず、産業者たちの間で賛意と歓迎とを

いわゆる「大陸制度」(Continental System)の歴史的意義(吉田)

六四

えたのは、このためである。⁽¹⁰⁾

しかし他方、この関税制度については、それが一八〇六年にはいるにおよんで、きわめて激しい形態に劇変し、それにともなつて保護主義としての限界をふみこえるとともに、みずからのうちに矛盾を累積しはじめたことに、注意しておく必要がある。この劇変は、もとより、フランスの海外植民地の喪失、トラファルガル海戦におけるイギリスの制海権の確立、大陸におけるナポレオンの制覇に應ずるものであるが、⁽¹¹⁾それらの条件はいずれも、以後、「大陸制度」の形質を外的に制約することとなる。いわば、この関税制度の推移は、その形質と歴史的意義において、「ベルリン勅令」と「大陸封鎖」とを準備するものであつたのである。

- (1) 一七九一年の関税率については、前掲拙稿「フランス革命における保護主義」を参照。
- (2) Cité par E. Levasseur, op. cit., p. 72.
- (3) Heckscher, op. cit., p. 83. Godchof, op. cit., p. 588. Sée op. cit. p. 82. なお、植民地商品については、一八〇二年七月二日にそれらにたいする関税率が定められ、外国の植民地からくる商品は、フランス植民地からくる同じ商品よりも、ほとんどすべての規定商品については五〇%、非規定商品については一〇〇%、高い関税が課せられた。この差別は、の一八〇六年にはほとんどなくなる。
- (4) この原棉にたいする関税は、かつてはカンタール当り一—三フランにすぎなかつたのであるから、その六〇フランへの引き上げは、まさにおどろくべきである。ただしそれは低く見積つて、価格の一〇%である。
- (5) Levasseur op. cit., p. 75. ちぎにみたように、一八〇二年には、フランス植民地からくる商品との間には、差別が設けられていたが、この法令ではその差が大きく縮められた。cf. Heckscher, op. cit., p. 85.
- (6) ナポレオン自身は、単糸の輸入を全面的に禁止することをのぞんだといわれる。しかしそれを敢てしなかつたのは、フランスの紡績業者がまだ細番手の糸を供給できなかつたためである。cf. Levasseur, op. cit., p. 75, Heckscher, op. cit., p. 86.

- (7) Cité par Levasseur, op. cit., pp. 75-6. この綿製品の輸入禁止を決定するにあたって、ナポレオンは、プリント業者オーメルカン Oberkampf に質問をし、ひきのような返答をえている。「それは、疑いもなく動揺をひきおこすでありましよう。しかし、一二年ののちには確実に克服し、それによつてわれわれは限りない利益をえることとなりましよう。」
- (8) Cf., Levasseur, op. cit., p. 76.
- (9) Tarlé, op. cit., p. 245.
- (10) Levasseur, op. cit., p. 75. Tarlé, op. cit., pp. 240, 245, 251.
- (11) Heckscher, op. cit., p. 85, H. See, op. cit., p. 82.

【Ⅲ】 ヘルリンおよびミラノ勅令

——「大陸封鎖」の完成——

さて、いわゆる「大陸封鎖」を宣言した「ベルリン勅令」が発せられたのは、一八〇六年一月二日のことであつたが、その直接のきっかけをなしたのは、イギリスの、北海ならびに海峡沿岸の大陸海港にたいする封鎖宣言 blockade declaration (一八〇六年五月一六日)であつたといわれる。だが、もとより、それはたんなる口実であつたにすぎない。「ベルリン勅令」の発令とそれによる「大陸封鎖」の形成とを可能ならしめた地盤は、すでに用意され、できあがつていたのである。したがつて、この「ベルリン勅令」と「大陸封鎖」とを、それに先立つ思想と政策との集成としてとらえることには充分の根拠があるといつてよい。

まえに指摘しておいたように、ここで「ベルリン勅令」を準備した地盤といわれているものは、ひとつにはヨーロッパ大陸におけるナポレオンの軍事的制覇のことであつたが、さらにそれに加えそのネガティブな動因として、トラファルガル海戦敗北後におけるフランスの制海権の喪失、そうしてそれにもなつたフランス海外植民地の失

壁をあげることができよう。もとより、この後者については、ナポレオンの決して承認せざるどころであつたけれども、しかし、「ベルリン勅令」以降における「大陸封鎖」の強化が、フランスの海外植民地の喪失と並行したという事実は、このネガティブな動因を決してないがしろにしえないことを語つてゐるといえるであらう。

他方、「大陸封鎖」が大陸におけるナポレオンの軍事的勝利と支配とを前提にしてはじめて可能であつたことは、いままでくり返し確認されてきたところであつた。⁽²⁾ ナポレオン自身、のちに、イェナの戦勝が「大陸制度」実行の前提であつたことを指摘していたといわれる。⁽³⁾ もつともこのことは、「ベルリン勅令」に限られたことではない。すでに一八〇三年、「アミアンの平和」決裂にさいしても、ナポレオンは、イタリアおよびオランダにたいして、これら諸国におけるイギリスの通商に「最大の打撃」をあたえるのに必要な手段をとること、同時にイタリア共和国にあるすべての商品を没収すること、ハノーヴァ、エルベ川、ヴェーゼル川へのイギリス商船の進入を「執拗に」に妨げることなどを勧告することができたし、⁽⁴⁾ 一八〇六年に入つてからは、イタリア、ナポリ、スイスをして帝国関税法と同じ体制に入らしめ、繊維製品をはじめとするイギリス商品の輸入禁止、イギリス財産の没収を強制することができた。だが、これらの事実にもかかわらず、「ベルリン勅令」による「大陸封鎖」の形成とその意義とを決定的ならしめたものは、一八〇六年の、プロイセンにたいする軍事的勝利によつて、ナポレオンが北海ならびにバルチック海沿岸をおさえることができたことであらう。つまり、ナポレオンは、一八〇六年一〇月、対プロイセン・ロシア戦役にしたが、その月の一日には、イェナおよびアウエルシュテットにおいてプロイセン軍を撃破したのであつたが、それによつて彼は、ヴェーゼル、エルベ、トラヴェ、オーデルの諸河川およびヴィストゥラ川にいたるまでの沿岸を制御するにいたつたのである。すでに知られているように、イギリスの大陸諸国との

貿易において北海ないしバルチック海沿岸の諸港がもつ比重は大きかつたのであるから、この、ナポレオンによる北海およびバルチック海沿岸の軍事的制圧は、もつぱらイギリスを対象とした「大陸封鎖」において、ほとんど決定的ともいえるほどの重要性をもつものであつたといえる。

ところでそれに加えて、これより先ナポレオンは、一八〇五年八月にイギリス・オーストリア・ロシアの間で結ばれた第三次対フランス同盟にたいし、一〇月一八日にはウルムでオーストリア軍を降し、ついで二月二日にはアウステルリッツにおいてオーストリア・ロシア軍を破つて、オーストリアをしてプレスブルクの和を請わしめ、それによつてアドリア海東岸に「沿岸制度」を拡張していた。したがつて、「ベルリン勅令」が発せられたとき、ナポレオンはすでに、バルチック海からアドリア海にいたる沿岸と内陸の大部分とを軍事的に制圧していたのである。

「ベルリン勅令」は、以上のような前提のうえにたつてはじめて可能であつた。そうしてそれは、ただたんにフランスのみに適用されるべきものではなく、スペイン、イタリア、スイス、オランダ、デンマーク、ドイツ、そうして一八〇七年七月のティルジットの和約ののちにはロシアなどの同盟国ないし占領国にも適用されるべきものであることが前提とされていたのである。「ベルリン勅令」の意義はここにあつたといわなければならないであろう。ただし、念のために言つておけば、ここにみたところからさらにすすんで、「大陸封鎖」がナポレオンの軍事的制圧によつてのみ与えられていたことには、必ずしも全面的に同ずるべきではない。ナポレオンの制圧のもとにあつた従属国も、「ベルリン勅令」がイギリス商品の競争の排除を結果する限りにおいては、それにみずからすすんで追従したことを見逃してはならないからである。ティルジットの平和と、ザクセンの製造業者——親方と勞

いわゆる「大陸制度」(Continental System)の歴史的意義(吉田)

六八

働者——は、この意味において占領を熱烈に歓迎したといわれる。⁽⁵⁾

さてそれでは、以上の前提と地盤のうえに発令された「ベルリン勅令」とは、いかなる内容をふくむものであつたか。それは、前文と基本規定とにわかれるが、おおよそつぎの内容のものであつた。⁽⁶⁾

「フランス皇帝、イタリア国王等々たる余は、

一、イギリスが、あらゆる文明国民のおのずから遵奉すべき国際法を認めざること。

二、イギリスが敵国に属するあらゆる個人を敵とみなし、そうしてその結果、戦時武装商船乗組員のみならず、商船乗組員、さらに貿易代理人、貿易事務のため旅行する貿易商人までも戦時捕虜とすること。

三、イギリスが、もともと敵国に所属するもののみ適用されるはずの征服権を、商業建造物、商品、個人財産に拡大していること。

四、あらゆる文明国民の理性と習慣とによれば、要塞のみ適用されるはずの封鎖権 *droit de blocus* を、無防備の商業都市および商港、海港、河口にも拡大していること。ある地域が封鎖されるのは、そこに近づけば直ぐ危険がせまるように施設がほどこされているばあいにはのみ限られているにもかかわらず、ただのひとつも軍事施設をもたない地域の封鎖宣言をおこなつていること。

その全力をもつてしても封鎖しえない場所、全海岸線、帝国さえをも封鎖状態におくと宣言していること。

五、この封鎖権のおそるべき弊害は、諸民族間の交通を妨げ、大陸の工業および商業の廢墟のうえにイギリスの商業および工業を育成しようとする意図にはかならないこと。

六、イギリスの意図は明らかにかくのごときものであるから、大陸においてイギリス商品の取引をおこなうもの

は誰でも、それによつてイギリスの計画を助け、共謀者となること。

七、イギリスのこの行為は、初期の野蛮時代にまつたくふさわしいものであり、他のあらゆる国家を犠牲にしてこの国のみを利するものであること。

八、敵国が、人間のあいだの文明の結果であるあらゆる正義の観念と自由主義的感情を無視するとき、その使用する武器をそれに対抗せしめ、その戦闘様式をもつてそれと戦うことは、自然法に属するものであること。以上のことをかながえて、余は、海軍法にゆるされた慣習をイギリスにたいして適用することを決意した。

本勅令の規定は、イギリスが、戦争権は陸上においても海上においても同一であり、いかなるものであれ個人財産、軍職に関係なき個人の身体に拡張されるべきものではなく、また封鎖権は十分な武力によつて実際に攻囲された要塞に限定されるべきことを認識するにいたるまで、帝国の基本原則と終始考えられるものである。

一、イギリス諸島を封鎖状態におくことを宣言する。

二、イギリス諸島とのあらゆる貿易、通信は禁止される。したがつて、イギリス宛、イギリス人宛の、もしくは英語で書かれた書簡あるいは郵便は郵送されず、差押えられる。

三、わが軍隊もしくは同盟国軍隊の占領地域に見出されるイギリス臣民は、いかなる身分、境遇のものでも、戦争捕虜とされる。イギリス臣民に属するあらゆる倉庫およびいかなる性質のものであれあらゆる商品は、正当な捕と宣せられる。……

五、……イギリス商品の取引はいつさい禁止される。イギリスに属するか、あるいはその工場ないしは植民地からもたらされる商品はいつさい、正当な捕を宣せられる。……

七、イギリスもしくは植民地から直接来たか、あるいは本勅令の公布後そこに寄港した船舶はいつさい、大いかなる港にも入港せしめない。……

八、虚偽の言明により、前述の規定に違反する船舶はいつさい拿捕され、船舶および積荷はイギリス財産として没収される。……」

ここにしめした前文と規定が明らかにしているように、「ベルリン勅令」は、イギリスの貿易と産業とにたいして直接的な打撃を、しかも大陸の規模においてあたえることを、みずからの意図としてもつていた。ナポレオンは、この「ベルリン勅令」を送付した、元老院へのメッセージのなかで、つぎのようにのべている。「余は、イギリス諸島を封鎖状態においた。そうしてまた余は、われわれにとつても嫌悪すべき規定を、イギリス諸島にたいして発した。……しかし余は、わが民族とわが同盟国の利益のためには、共同の敵にたいして、それがわれわれにたいして用いたと同じ武器を向けざるをえなかつたのだ。」これとともに、ついで一八〇七年の帝国情勢報告がつきのような表現をあたえていることは、注目されよう。「現今の戦いは、商業の自立 l'indépendance du commerce のための戦いにほかならない。ヨーロッパはそのことを知つてゐる。……イギリスは、その酷薄な政策をとつた理由そのものの懲らしめをうけて、その商品はヨーロッパ全土から突きかえされ、そうして限りなき富を積んだ船舶は、彼らが独占的に支配したかに信じていた諸海域をさまよひ、ズント海峡からエレスポンにいたるまでのあいだ、それをうけいれるために開かれた港を空しくさがしもとめてゐる。」

このように、「ベルリン勅令」は、その意図と規模および強度とにおいて、それまでやや散発的であつた政策を集約し、完整せしめたものであつた、といえよう。ことに、その大陸的規模での実行は、この「ベルリン勅令」を

特徴づけるものであり、それによつて、イギリスの貿易と産業とにたいするフランス一国の政策は、その実効をえることとなるはずであつた。

だか、その意図をはなれて、この「ベルリン勅令」はどのていどの効力をもちえたか。

「ベルリン勅令」は大陸からのイギリス商品の完全な閉め出しを目的としたとするかぎり、それによつてこの目的が達成されたとは言い難い。それは、押収された商品については、通常、きわめて高い値段ではあれ、押収した土地の住民にたいしてその買戻し *recharts* が認められたことにもとづくばかりではない。この買戻し制のために、密輸入にたいする統制がきわめて困難となつたからである。⁽¹⁰⁾ ことに、イギリスに制海権を奪われ、イギリス船舶にたいする海上封鎖と捕獲とがほとんど不可能となつたことの結果、イギリスにたいする封鎖は実際には陸上でおこなわれなければならなかつた⁽¹¹⁾にもかかわらず、「ベルリン勅令」の当座における、北海およびバルチック海沿岸の防備と監視は不十分であつたため、イギリス商品および植民地物産の密輸入は急速にのびるにいたつた。ところで、この密輸入にとつてその通路をなしたのは、ハンザ諸都市、とくにハンブルクであり、⁽¹²⁾このことはすでにナポレオンには充分に知られているところであつたから、彼は、その対策として、一八〇六年二月の初め北海沿岸とエルベ川およびヴェーゼル川に関税哨兵線を設置し、大陸の自己封鎖 *self-blockade* を強化することとなつた。そうしてこの封鎖は、それにもかかわらず充分な実効をみなかつたため、一八〇七年八月六日および十一月三日の条令で調整をうけるとともに、さらにいつそう強化された。すなわち、それによつて、フランス本国以外からきた大部分の繊維製品、又物および金物類、ガラス製品、陶器、角砂糖はイギリス製品と宣言され、植民地物産については、輸出港のフランス商業代表発行の詳細な原産地証明書が要求されることとなり、そうしてさらにイギリ

スへの寄港については、船長、水夫別々の嚴重な調査、偽証人に対する逮捕と高額な罰金、船舶の没収が規定された。⁽¹³⁾ ついでこの一〇日のちの十一月三日には、第一ミラノ勅令が出されたが、それは、船舶のイギリス寄港の有無に関する調査、船舶と積荷の没収、原産地証明書などについての規定をふくむものであり、これによつてそれらの規定は、帝国全体に効力をもつにいたつた。そうしてそのご一月たたぬ二月一七日に、第二ミラノ勅令が發せられたのである。

さて、この「ミラノ勅令」は、通常、「ベルリン勅令」とともに「大陸制度」の基本とされているものであるが、それは、これまでのべてきた経過がすでにしめしているように、「ベルリン勅令」およびそれ以降の処置を補完するばかりか、強化して、イギリスの大陸貿易を窒息させることを、みずからの目的としていた。だが、それにもかかわらず、この「ミラノ勅令」は、形式的には、イギリスの、十一月一日の勅令 Orders in Council にたいする反作用としてのかたちをとつた。

ナポレオンの「ベルリン勅令」にたいするイギリスの返報は、一八〇七年一月七日の勅令であつた。それは、「敵国の暴力を制し、敵国みずからの不正の諸害悪にたいし報復すること」を目的とするものであり、それによつて、ナポレオンの「大陸封鎖」を破ると同時に、フランスとその同盟国の輸出入をも妨害することが企てられた。だが、この企図にとつての決定的な措置は、十一月一日の勅令においてとられたといつてよい。それは、そのご数次にわたつて發せられた二四を下らない勅令によつて補完され、「大陸制度」崩壊にいたるまでのイギリスの政策の基本をなすこととなるが、そのもつとも重要な規定は、あらゆる船舶のイギリスへの寄港義務であつた。それによつて、敵国商品およびとくに敵国植民地物産の制御と価格の釣上げとが画策されたのである。⁽¹⁴⁾

すでに指摘しておいたように、「ミラノ勅令」は、形式的には、この一月一日の勅令にたいする反撃であつた。そうしてそれは、つぎの前文と規定とをふくむものであつた。

「フランス皇帝、イタリア国王、ライン連邦の後見人たるナポレオンは、

先一月一日付イギリス政府の決定せし処置、すなわち中立国、イギリスの友好国、同盟国さえもの船舶にたいし、イギリス巡洋艦の臨検を強制するのみならず、イギリスへの強制寄港、その積荷にたいする、イギリスの法律によつて定められるはずの何パーセントかの恣意的課税を強制する処置にかんがみ、これらの行為により、イギリス政府は、全ヨーロッパ諸国民の船舶からその国籍を剝奪した。ヨーロッパの君主はすべて、その国旗の主権と独立とについて連帯責任を負うとの理由をもつて、イギリス政府は、ヨーロッパ各国のいかなる政府とも、その独立と権利とについて和解する意図をもたないこと。もし、許しがたき無気力、後世のひとびとの目には消しがたき汚点として映るであろう無気力のゆえに、かかる暴挙を原則として黙視し、慣例として容認するならば、イギリス人は、あたかもかつて諸政府の寛容を利用して、船旗によつては商品を保証しがたしとの忌むべき原則をうちたて、またその封鎖権の恣意的な、あらゆる諸国家の主権を侵害するごとき拡張をおこなつたのと同じく、かかる暴挙を法律として記載し定めることになるであらうこと。以上の理由により、

余は、つぎのごとき勅令をかつて発したが、いままたここに発する。

第一条 イギリス艦船の臨検をうけたる船舶、あるいはイギリスへの航行に従いし船舶、あるいはイギリス政府にたいし、いかなるものであれ課税を払いし船舶は、国籍のいかんを問わずすべて、ただそのことのみにより、国籍喪失の宣言をうけ、その船旗の保証を失ひ、イギリス所有の船舶とみなされる。

第二条 イギリス政府の恣意的手段により、かくして国籍を喪失せしめられた上記の船舶は、わが国もしくはわが同盟国の港に入つたときであれ、あるいはわが軍艦もしくは私掠船の手中におちたときであれ、正当拿捕を宣せられる。

第三条 イギリス諸島は、陸上におけると同様、海上においても封鎖状態を宣せられる。

第四条 イギリスの港もしくはその植民地を発せし船舶、あるいはイギリスもしくはその植民地、もしくはイギリス軍の占領地域に向う船舶は、国籍、積荷のいかんを問わず、現勅令への違反として正当拿捕の対象となり、わが軍艦もしくは私掠船によつて拿捕をうけ、拿捕者に付与される。

第五条 これらの処置は、イギリス政府の採用せし、アルジェの立法を想わせる野蛮な制度にたいする、正当な対抗手段にすぎないが、イギリス政府にたいして自国の国旗の尊重を強制しうるあらゆる諸国民にその効力を及ぼすことはない。これらの処置は、イギリス政府が、戦時における文明国家の諸関係を規定した国際法の原理に復帰することのない限り、引き続き有効をたもつ。現勅令の処置は、国際法の原理に復帰するときは直ちに廃止され、無効となる。⁽¹⁵⁾」

この「ミラノ勅令」は、一七九八年の「ニヴォーズ法」に比定されるのがつねである。それは、イギリス船舶と中立船舶の無差別的処遇、そうしてそれによる中立諸国への影響と被害とにもとづく。したがつて、これにたいしてアメリカは、その後の十二月二日、フランスあるいはイギリスによる拿捕を防ぐために、アメリカ船舶にたいしてヨーロッパとの通商を禁止することとなつた。これがいわゆる「通商停止法」Embargo Actであるが、ナポレオンはこれにたいし、一八〇八年四月一七日、いわゆる「バイヨンヌ勅令」で、アメリカ船舶とその積荷の正当

拿捕を宣するにいたつた。

ところで、この「ミラノ勅令」の前後における「大陸封鎖」は、どのていどの実施をみたか。一八〇七年の初めにはまだ、押収商品の買戻しをふくめて、イギリスの工業製品および植民地物産の取引が、ヨーロッパ大陸の各地でさかんであつたが、しかし秋には、すでにのべた諸措置の結果、イギリスの繊維製品の不足とイギリス産綿糸の、一五%以上にのぼる価格騰貴とが生じた。そうしてハンザ諸都市では、この諸措置の影響は植民地物産にも及び、そのためブレーメンでは海運業の衰退をきたしたといわれる。ただし他の地域では、その影響は植民地物産にまで及ばなかつたといわれ、それは、アムステルダム、リスボン、リヴォルノ、トリエステを通じて、その輸入がおこなわれたためとされている。したがつて、一八〇七年秋のポルトガル占領によるリスボンの閉鎖、同じ年の末のエトルリアの占領によるリヴォルノの閉鎖は、その通路を断つこととなつた。ただしオランダはこの後も「大陸封鎖」の重大な裂け目としての地位を保ち、ナポレオンの癌となることはのちにみるとおりである。

このように、一八〇七年から八年初めにかけて、植民地物産はともあれ、イギリスの工業製品は、一見、流入困難になるかにもえた。だがそれは、密輸入の盛行とあらたな商路の開拓によつて相殺され、工業製品、植民地物産ともに、その輸出は僅かの減少にとどまつた。¹⁶⁾しかし、翌一八〇八年には、イギリスの大陸向け工業製品および植民地物産の輸出は、激減している。もとよりそれは、大部分「大陸封鎖」によるものであるといつてよい。したがつてこれ以降、この「大陸封鎖」を破るためのイギリスの密輸活動は、ますます活発におこなわれることとなつた。その基地をなしたのは、ヘリゴランド島、ジャージー島、スペイン、サルデニヤ島、シシリー島、マルタ島などであつたが、このうちヘリゴランド島を根拠地とする北海沿岸への密貿易がもつとも活発であり、それからさら

にオランダおよびバルチック海沿岸にのびていたといわれる。とくに一八〇九年、オーストリア戦役のための兵力引揚げによる、オランダおよび北海沿岸の警備と監視の弱体化は、イギリスの密貿易を拡大せしめ、それによつてナポレオンのオランダとハンザ諸都市にたいする疑惑と不信をさそうとともに、ナポレオンをして、みずからの直接支配の境界をこえて自己封鎖を強制することの不可能性を、自覚せしめるにいたつた。そうしてこのことの結果が、一八一〇年七月のオランダ併合であり、二月のハンザ諸都市の併合であつたのである。しかも他方、ナポレオンは、南ヨーロッパにおいても、すでに一八〇八年にエトルリアを併合し、翌年にはオーストリアとのシェンブロン講和条約によつてクロアチアをえてこれをフランスに併合していた。したがつてこのことは、「大陸封鎖」の実施と強化が領土の、とくに「沿岸制度」の拡張と併行したことをしめすであろう。

しかし、そればかりではない。この「大陸封鎖」の強化が、フランスの海外植民地の喪失と併行したことにともまた、注意しておいたほうがよい。一八〇九年一月にはフランス領ギヤナ、四月には西インド諸島のマルチニック、スペイン領ハイチ、サント・ドミンゴ、そうしてまたアフリカのセネガルを失い、一八一〇年には西インド諸島のグアデループ、インド洋上のモーリス、レユニオン島、ついで一八一一年には、オランダの併合にともないフランス領となつたジャワもまたイギリスの手に落ちた。「大陸封鎖」は、これら海外植民地の失墜と併行してその強度を高めていつたのである。

(1) この宣言によつてイギリスは、オランダからセース河口にいたる嚴重な封鎖地域と、その南北につらなる、オランダからエルベ河口およびセース河口からブレストとの間の二つのやや緩やかな封鎖地域とを設定した。Heckscher, op. cit., pp. 81, 108,

(2) Cf., Tarlé, op. cit., pp. 243, 251, Heckscher, op. cit., pp. 88, 122~3. Viennet, op. cit., p. 33. Séé, op. cit., p. 81.

- (c) Correspondance de Napoléon Ier, no. 16, 127 (10 jan. 1810), Heckscher, op. cit., p. 88.
- (4) Tarlé, op. cit., p. 244.
- (5) Cf., Tarlé, *ibid.*, p. 248.
- (6) Cf., Levasseur, *Histoire du commerce de la France*, p. 77, n. (1). Heckscher, op. cit., pp. 89-90. Godechot, op. cit., p. 589. *Sée*, op. cit., pp. 82-3.
- (7) 外務大臣タレインラン Talleyrand は、同盟国の君主に勅命を送付すべき命令をうけとつてゐる。「ヘルリン勅命」の実施地域は、スウェーデン、プロシヤ、ローマ、ナポリ王国、オランダ、高ドイツ、チンマークなどにおよび、大陸の西・中部を包みこむ。
- (8) Cf., Levasseur, op. cit., p. 78.
- (9) Exposé de la situation de l'Empire en 1807, cit., par Levasseur, op. cit., p. 79.
- (10) Cf., Heckscher, op. cit., pp. 158-60.
- (11) 本来イギリスにたらざる経済封鎖が、大陸の自己封鎖 self-blockade on the part of the Continent に終始せざるをえなかつたのは、フランス制海権の喪失による。
- (12) したがつて、ハンザ諸都市の動静が、「大陸制度」の成否の鍵をなすつていたとをえらわれる。もともとフランスの西インド諸島との取引は、ハンザ諸都市を経由し、フランスの輸出入貿易もまた、多くそこを経由した。しかし革命戦争後は、イギリスがフランスにたつて代つたのである。
- (13) Cf., Heckscher, op. cit., pp. 166-7.
- (14) この勅命の全文は、ハンクシャーの前掲書に付録として収載されてゐる。なお、この強制寄港と関税賦課が、イギリス産業と大陸諸国の産業との競争とさう見地からなされたこととを注意せよ。cf., Heckscher, op. cit., pp. 116-9.
- (15) Cf., Levasseur, op. cit., p. 81, n. (1). Heckscher, op. cit., pp. 123-4. Godechot, op. cit., pp. 589-90.
- (16) 一八〇六—七年におけるイギリスの綿製品および綿糸の輸出額は、このとおりであつた。

綿製品

1807 £ 9,708,000

綿糸

£ 602,000

すむゆる「大陸制度」《Continental System》の歴史的意義 (中田)

「わゆる「大陸制度」《Continental System》の歴史的意義（吉田）

七八

1806	£ 9,754,000	£ 736,000
1801~5平均	£ 7,340,000	£ 666,000

〔IV〕「大陸封鎖」の自壊

ところで、以上にみた「ミラノ勅令」およびそれ以降の諸措置による「大陸封鎖」の進展と完成は、しかし他方では、みずからのうちに重大な矛盾を累積させるものであつた。もともと、この「大陸封鎖」が、フランスおよび他の大陸諸国にとつて自己否定的な側面をみずからのうちにふくむものであることは、ナポレオン自身ないしその側近のすでに気づくところであつた。たとえば、一八〇六年一月三日、ハンザ諸港の閉鎖に関する布告を發したさいに、ナポレオンは、オランダ王ルイにあてて、イギリスとの交通の妨害は、「疑いもなくオランダとフランスの利益を損う」であろうが、しかしそれは必要なのだ、と書き送つている。⁽¹⁾また「ミラノ勅令」公布のさい、大蔵大臣ゴードンは、それに関して書かれた報告のなかで、このシステムがフランス産業にあたえる損害について指摘している。彼によれば、それはすでに植民地産原料の入手困難のなかにあらわれているが、しかし彼は、イギリスのうける損害のほうが、その産業と外国貿易とへのフランス以上に高い依存度のゆえに、より大きいと考えたのであつた。⁽²⁾そうしてこれと同じ期待がナポレオン自身によつてもいだかれていたことは、ほとんど疑いをいれないところである。

だが、すでにみたところから知られるように、「ベルリン勅令」をはじめとする「大陸封鎖」政策がイギリスの貿易と産業とにたいしあるていどの圧迫を加えたことは事実であつたにせよ、しかしナポレオンとその側近がいだ

いた期待が充分に満たされたとは到底言いがたかつた。むしろ逆にそれに先んじて、「大陸封鎖」の矛盾の累積が進行し、やがて前面にたちはだかることとなつたのである。それは、フランス一国についてみるならば、一方では、海運業の衰退はもとより、棉花の供給不足による綿工業の困難、農産物の販路不足となつて、他方では、関税収入の減退による国庫収入の不安となつてあらわれた。ナポレオンは、イギリスの大陸からの孤立化、その経済的崩壊に先んじて、これらの問題に直面し、その解決を迫られざるをえなかつたのである。そうしてそのために彼が採用したのが、「特許状制度」licensing systemであつた。

さて、ここで「特許状」licences とよばれているものは、ナポレオンの表現によれば、「該特許状に定められた諸条件をみたす船舶にたいし、それに明記されたある種の商品を輸出入することを認めた許可状」のことであり、「これらの船舶にたいしては、ベルリンおよびミラノ勅令は適用されない」とされた。この制度が体系的に推進されたのは、一八一〇年七月二五日の法令によつてであつたが、しかしそれはすでに一八〇九年の春に、例外として内密に認められていた。その年四月一四日の内務大臣クレテ Cretet の廻状がそれであるが、それは、ブランドー、果実、野菜、穀物、塩のイギリスへの輸出と、木材、大麻、鉄、キナ皮のフランスへの輸入を認めるものであつた。そうしてこのばあい、貿易差額はつねにフランスに順であることがもとめられていた。この種の特許状の価格は六〇〇フランから八〇〇フランの間であり、すべてで二四〇あたえられたといわれる。しかしついで一八〇九年一月四日および一八一〇年二月一日の法令は、農産物、油、織物の輸出と鉄、棉花の輸入とを認めている。ただし輸出にあつては積荷の四分の三が農産物、四分の一が製造品であることがもとめられた。この種の特許状は三五〇認められ、その貿易総数は千六百万フランにすぎなかつたといわれるから、それはまだ例外としての地位

いわゆる「大陸制度」《Continental System》の歴史的意義（吉田）

八〇

を出なかつたといつてよい。それがさらにいつそう整備され、「大陸制度」のなかで常態としての地位をしめるにいたるのは、やはり一八一〇年七月のことであつたのである。

すなわち、この年七月三日のいわゆる「サンクルー勅令」*le décret de Saint-Cloud* は、特許状はフランス船舶のみあたえられることを決定したが、三日後の七月六日には、特許状制度 *régime des licences* はアメリカとの通商にまで拡張された。そうしてそれとともに、一七九三年の「航海条令」の規定が復活せしめられて、「フランス船舶」として認められるべき規定が厳しく定められたが、しかし他方では拿捕をさけるために、「中立国船舶に擬装すること」が認められた。「擬装許可状」《*permis de simulation*》とよばれているものがこれであるが、しかしそれは、それによつてあるばあいにはイギリスとの通商ないしイギリスへの寄港さえも認めるものである以上、「ベルリンおよびミラノ勅令」によつて確立されたシステムをみずから掘り崩すものであつたといわなければならないであろう。しかしついで七月二五日の法令は、「特許状制度」をさらに整備、拡充し、それによつて、八月一日以降フランス港を出入りする船舶はすべてナポレオン自身の署名になる「特許状」を備えること、輸入は必ず少くとも同じ価値の輸出によつて相殺すること、輸出についてはその三分の一を絹織物でうめ、輸入は食料もしくはアメリカないしヨーロッパ大陸からの原料のみに限られること、そうしてイギリスの製造品の輸入は従来どおり嚴重に禁止されるべきことなどが、規定された。ところでこの法令については、ナポレオンが、それによるフランス製造業 *fabrication national* の保護を確信していたことが注意されよう。⁽⁶⁾ この確信は、この法令が、植民地物産の輸入にたいしその見返りとして工業製品および農産物輸出の条件を付したばかりではなく、特許状はもつぱらフランス船舶にたいして独占的に付与すると規定したことにもとづくが、そこにしめされているものは、

国民的産業の保護といった視点の復活であろう。すでに指摘しておいたように、「ベルリン勅令」にはじまる「大陸封鎖」政策は、イギリスの貿易と産業にたいする打撃を唯一の意図とするものであり、そこではもはや国民的産業の保護といった視点は失われていたといつてよい。われわれが「大陸封鎖」政策をいわゆる「大陸制度」の基礎にすえることにやや躊躇をしめしているのは、このためであるが、いままたようにこの視点は、「大陸封鎖」実行の困難とそれによつて前面におしだされてくることとなつたその矛盾とのなかで、ふたたび自覚されるにいたつたのである。

ところで、ここにみた「特許状制度」が七月二十五日の法令によつてその姿を整えはじめてからほぼ一〇日後の八月五日に、ナポレオンは、いわゆる「トリアノン関税表」Trianon Tarif を裁可し、ついで一〇月一八日にはいわゆる「フォンテンブロー勅令」Fontainebleau Decree が発せられた。前者は、あらたにその輸入が認められた植民地物産に高関税を賦課することによつて関税収入の増大をはかつたものであり、後者は、密輸入にたいする強硬な処置を規定したものであつたから、両者はいずれも「特許状制度」を補完するものであつたといつてよい。

「トリアノン関税表」は、従来の従価税を従量税にあらため、植民地物産にたいする関税をおどろくほど高く引き上げた。たとえば、藍は一〇〇キログラム当り(以下同じ)、一八〇三年の一五フランが九〇〇フランに、丁香ショウリョウは一八〇六年の三フランが六〇〇フランに、コーヒーは一八〇六年の一五〇フランが四〇〇フランに、ココアは二〇〇フランが一〇〇〇フランに、棉花コットンでさえ、一八〇六年の六〇フランが、「トリアノン関税表」ではジョージア産が八〇〇フラン、レヴァント産は海上經由が四〇〇フラン、陸上經由が二〇〇フラン、他の棉花は六〇〇フランに、それぞれ引き上げられた。これによつて密輸入への対抗と関税収入の増大とが企てられたのである。⁸⁾

しかし、このように植民地物産の輸入にたいする水路が実質上開かれることもなつて、密輸入にたいして強硬な処置をとること、そうしてそれとともにイギリス製造品の販路を完全に閉鎖することもとめられることとなつた。

「フォンテンブロー勅令」はこのためのものであつたが、そこでは、「押収を宣せられた禁制品」は、衆前で焼却されるか破壊され、没収された植民地物産は、六ヶ月毎に「売却にもつとも有利と思われるところ」で競売に付された。また禁制品、すなわち製造品の密輸入者は、首領が一〇年間の懲役、手先が軽い刑と五—一〇年間の警察監視、植民地物産の密輸入者には四年間の懲役が課せられることとなつた。⁽⁹⁾この「フォンテンブロー勅令」の執行は厳格をきわめたといわれるが、しかしそれがフランス各地の商工業者に迎えられたことは、注意されてよからう。

つぎの例はナポレオンにあてたものであるため、全面的に信ずることはできないが、その一端をうかがうことはできよう。「この勅令は、イギリスの商業にたいする死の一撃である。それはわが国の製造業者すべての願いにこたえるものである。」（トゥルネ商業会議所）。「これらの断乎たる措置は、同時にわが国の産業 *industrie nationale* をよみがえらせ、製造業を活発にするものであり、それは、これまでのりこえ難いとみられた障害を克服した制度の、とるに足りないほどの成果である。」⁽¹⁰⁾（ヘルプフ）。なおこののち一八一二年一月一二日には、私掠船によつて捕獲された禁制品のうち、メリヤス類、綿布を除く商品が、その流入を認められた。しかしそのさい四〇%の関税が課せられ、しかもその支払いが不可能のばあいには現物による納入が認められたため、関税収入と現物の売却とによつて、国庫収入の増大をはかることができた。ナポレオンは、この措置を実施するにあつても、国民的利益 *intérêt national* とくに製造業の利益をその根拠にしていたといわれる。⁽¹¹⁾

さて、以上にその概略をしめした航跡から知れるように、ナポレオンの「大陸制度」は、一八一〇年の「特許状

制度」において、ほとんど変質といえるほどの転換をしめした。しばしば「あたらしい制度」the new system とよばれるものがこれであるが、「大陸制度」は、通常、それによつてその最初のプランから遠く引き離され、自壊せしめられた、とされている。⁽¹²⁾ たしかに、「大陸制度」の唯一の目的をイギリスにたいする経済封鎖のなかにみ、その完整形態を「ベルリンないしミラノ勅令」にみるかぎり、この通常の理解に疑いをいれることはできないであろう。だが、イギリスにたいする経済封鎖が「大陸制度」の唯一の目的であつたといえないことは、すでに指摘しておいたとおりである。のちにナポレオンは、誇らげに、「フランス産業をつくりあげたもの、それはわたしだ!」⁽¹³⁾とのべたといわれるが、ナポレオンの視野にはつねにフランス産業の保護と育成とおさめられていたことは、疑いのないところである。そうしてこのことは、「大陸制度」全体を通じてナポレオンによつて自覚されていたといつてよい。しかしそうだとすれば、「大陸制度」の航跡とその歴史の意義を知ろうとするものには、「特殊状況制度」と「大陸制度」の自壊との同視をさけることが必要とされてくるのである。

それでは、「大陸制度」の崩壊は何によつてもたらされたか。

すでにわれわれの知つたように、「大陸制度」はヨーロッパ大陸におけるナポレオンの軍事的圧力と支配によつてはじめて可能であつた。だが、もとより、ナポレオンの支配のもとにおけるヨーロッパ大陸諸国は、同質的な一国家を形成するものではなく、たんなる諸民族の不統一な集合 un assemblage incohérent de peuples とつて、そこにはさまざまな利害の対立があつた。しかも、のちにみるように、ナポレオンのヨーロッパ大陸支配は、フランス帝国の大陸植民地制度 les colonies continentales としての役割をになうものであつたから、他の大陸諸

いわゆる「大陸制度」《Continental System》の歴史的意義（吉田）

八四

国がフランスの主導による「大陸制度」からつねに離反する傾向をもつていたことは疑えない。ナポレオンの軍事的圧力は、これら利害の対立と離反の傾向とを「大陸制度」の枠のなかに抑えこんでいたのである。したがって、この軍事的圧力の弱体化は、同時に「大陸制度」の弛緩と崩壊をみちびく。たとえば、一八〇九年におけるオーストリア・ロシア戦役のための兵力引き上げが、オランダおよびハンザ諸都市における「大陸封鎖」の弛緩をもたらし、たことはすでにのべたが、この意味でもつとも決定的であつたのは、一八一二年におけるロシアの「大陸制度」からの脱落であり、それにとまなうロシア遠征とその敗退とであつた。この結果、バルチック海沿岸の「大陸封鎖」は不可能となつたばかりでなく、それに引きつづいた大陸各地における反抗とナポレオンの軍事的後退は、「大陸制度」の立脚地盤と、「帝国の大陸植民地」制度としてのその意義とを失わしめ、それをついに崩壊にみちびいたのである。

- (1) Cited by Heckscher, op. cit., p. 93. ナポレオンは、「ネルリン勅令」が両刃の剣であつて、イギリスにたいする打撃は、同時に大陸の商業的利益にとつても深刻な痛手となることを自覚してゐたといわれる。しかし彼は、いかなる犠牲を払つても仇敵イギリスを打倒したかったのである。cf., Levasseur, op. cit., p. 78.
- (2) Cf., Heckscher, op. cit., p. 94.
- (3) Cf., Godechot, op. cit., p. 590. F. L'Huilier, Etude sur le Blocus continental, 1951, p. 10.
- (4) Cited by Heckscher, op. cit., p. 215.
- (5) Godechot, op. cit., p. 591.
- (6) Levasseur, op. cit., p. 87.
- (7) のち一八一二年初めに、ナポレオンはつきぎのようになつてゐる。「これ（「特許状制度」）は、産業に大きな活力をもたらし、海運、海軍、仲買業に刺激をあたえ、年二億フランの関税収入をうみだし、そうしてわが国のあらゆる海港の繁栄と活況との芽を萌えださざるべからざるべし。」 cited by Heckscher, op. cit., p. 249.

